

【参考】犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の 改正の概要について

1. 犯罪収益移転防止法について

犯罪収益移転防止法では、「特定事業者」として位置づけられた全47の事業者は、法で規定する一定の取引（以下「特定取引」という。）については、取引を行うに際し、事業者に対し、以下の確認を行うことが義務付けられている。

- (1) 本人特定事項（自然人：氏名、住居及び生年月日、法人：名称及び本店又は主たる事務所の所在地。）
- (2) 取引を行う目的
- (3) 顧客が自然人である場合：職業、顧客が法人である場合：事業の内容
- (4) 顧客が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときあつては、その者の本人特定事項

※ 宅地建物取引業者については、「宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介」が特定取引に当たる。

2. 今般の施行規則改正内容

上記の本人特定事項の確認に当たって、効率的な本人確認ができるよう、次のとおりオンラインで完結する確認方法を新たに認めることとする。

- (1) 自然人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加
 - ① インターネット上のリアルタイムビデオ通話等で、本人確認書類（顔写真付き）の提示を受ける方法（第6条第1項第1号ホ）
 - ② 本人確認書類（顔写真付き）の画像の送信等及び顔の画像の送信を受ける等による方法（第6条第1項第1号ホ・ヘ）
 - ③ 本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている銀行等に照会して確認する方法（第6条第1項第1号ト）
 - ④ 本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている既存銀行口座を利用して確認する方法（第6条の2第1項第1号ト）
- (2) 法人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加
 - ① 一般財団法人民事法務協会の『登記情報提供サービス』を利用する方法

(第 6 条第 1 項第 3 号ロ)

②国税庁『法人情報サイト』を利用する方法 (第 6 条第 1 項第 3 号ハ)

(3) その他所要の改正

①簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として限定列挙されている信託に係る契約の締結等について、包括的に規定することとする (第 4 条関係) (金融庁関係)。

②現行の非対面の本人確認において偽造書類を利用した不正等が行われている状況を踏まえ、取引関係文書を本人限定受取郵便により送付する方法による本人確認等の際に提示する書類の厳格化 (顔写真付きの書類に限定する等) を図る (第 6 条関係)。

3. スケジュール (予定)

公布 : 平成30年11月30日

施行 : (1)・(2)・(3) ①関係 平成30年11月30日 (公布日施行)

(3) ②関係 平成32年4月1日